（別紙１）

福岡市郵送可入札参加者心得

第１　この心得について

この心得は、福岡市が行う競争入札の入札説明書又は入札指名通知書等において、同書で指定する入札の日時及び場所に出席し入札書を提出する入札方法（以下「出席入札」といいます。）以外に、郵送により入札書を提出する入札方法（以下「郵送入札」といいます。）を認める場合に、入札参加者が遵守すべき事項等を定めたものです。

入札参加者は、この心得を事前によく読み、間違えのないようにするとともに、この心得の内容を了承のうえ入札に参加してください。

第２　出席入札の場合の注意事項

１　入札書は、本市指定の様式を使用してください。

２　入札書の記載は正確に行ってください。件名や会社名の記載に不備がある場合、無効となることがありますので、十分注意して、正確に記載してください。

３　入札書の日付欄は、出席する入札当日の日付を記載してください。

４　入札は、入札説明書又は入札指名通知書等に記載されている日時及び場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、棄権したものとみなしますので、遅れないよう十分注意してください。

５　入札室に入室できるのは、１事業者につき１名のみです。ただし、入札当日に、他の入札参加者の同意が得られた場合は、２名以上の入室を認めることがあります。

６　入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。

７　入札書は、封筒に入れて提出してください。

８　入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

９　場合により、再度入札を行うことがありますので、入札書を複数枚持参してください。また、下表の区分に対応する印鑑も忘れずに持参してください。（持参することができない場合は、金額欄以外の欄を記入・押印した入札書を複数枚持参してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 持参する印鑑 |
| 入札当日に入札書を提出する人が「代表者又は年間受任者」の場合 | あらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑 |
| 入札当日に入札書を提出する人が「代表者又は年間受任者」以外の方の場合 | その方の印鑑（認印で可。シャチハタは不可。） |

第３　郵送入札の場合の注意事項

１　入札書は、本市指定の様式を使用してください。

２　入札書の記載は正確に行ってください。件名や会社名の記載に不備がある場合、無効となることがありますので、十分注意して、正確に記載してください。

３　入札書の日付欄は、開札日ではなく、実際に入札書を作成した日付を記載してください。

４　入札書の「代理人名」欄の記名・押印は不要です。

５　郵送に使用する封筒には、①「入札書在中」の文字、②件名、③入札者名（会社名）、④入札者住所（会社住所）、⑤入札書到着期限日、を記載（印字された封筒を使用しても可）してください。また、封筒は、のり付けして封かんし、貼り合わせ箇所には、入札書に押印する印鑑（代表者又は年間受任者の印）により割印をしてください。封筒の記載内容に不備がある場合は、入札書を受理できないことがありますので、十分注意して、正確に記載してください。

６　郵送は、配達記録が残る次の方法により行ってください。この方法以外によるものは受理しません。なお、郵送に要する費用は、入札参加者の負担とします。

(1)　郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）

(2)　総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ本市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの

７　指定の場所に到着し受理された入札書の、書換え、引換え又は撤回は一切できません。

第４　開札時の立会いについて

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」といいます。）を立ち会わせて行います。ただし、入札者等が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

第５　再度入札について（※巻末の「注意」も参照）

１　１回目の入札において落札者がないときは、直ちに再度入札を行う場合があるので、入札者等は開札に立ち会ってください。立ち会うことができない場合は、再度入札を棄権したものとみなします。ただし、開札に立ち会う者が２者未満であったときは、入札担当職員が指定する日時等において再度入札を行います。

２　１回目の入札に参加していない者又は無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

３　再度入札を行う場合は、１回目の最高入札者の入札価格を発表するので、再度入札において、１回目の最高入札者の入札価格以下の価格をもって申し込みした者の入札は、無効とします。

４　再度入札の回数は、原則として１回とします。

５　再度入札によってもなお落札者となるべき者がいないときは、再度入札に参加した者（再度入札において無効の入札を行った者を除きます。）の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがあります。

第６　くじ引きについて

１　落札となるべき同価の入札をした者（以下「くじ引き者」といいます。）が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじ引き者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引き者がくじを引かないときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

２　くじ引きは、開札後直ちに行うことを原則とします。ただし、くじ引き者が入札場所にいないときは、入札担当職員が指定する日時及び場所においてくじ引きを行います（以下このくじ引きを「後日くじ引き」といいます。）。

３　後日くじ引きに参加するくじ引き者は、本市が事前に配布する「くじを引く者に係る通知書」に必要事項を記載・押印のうえ、後日くじ引き当日に持参のうえ提出してください。

４　後日くじ引きに参加しないくじ引き者がいるとき又は必要事項の記載・押印がなされている「くじを引くものに係る通知書」を提出しないくじ引き者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第７　入札結果について

入札結果については、入札参加者全員にＦＡＸや電子メール等によりお知らせします。ただし、入札者等のうち全員が開札に立ち会っていた場合、又は入札結果が福岡市ホームページから閲覧できる入札の場合は、これを省略します。

第８　その他

１　郵送入札を行う場合、郵送する前に別紙「郵送入札チェックシート」により確認を行ってください。

２　案件によっては、郵送入札の方法を二重封筒にするなど、本書に示す方法と違う方法を別紙にて指定する場合があります。その際は、当該別紙の指示に従ってください。

３　入札書到着の有無の問い合わせには、一切お答えしません。

４　入札日時前の持参による入札は受け付けません。

（※注意）

１　予定価格を事前公表する入札の場合は再度入札を行いませんので、この場合「第５　再度入札について」の適用はありません。